

令和7年度

さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会 委員名簿

(要綱掲載順・敬称略)

	氏 名	所 屬 ・ 役 職
委 員	臼杵 信裕	元さいたま市教育委員会 教育長
委 員	上野 茂昭	埼玉大学 教育学部 准教授
委 員	森田 真紀子	社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団 児童課長
委 員	駒木根 敦子	特定非営利活動法人 さいたま市学童保育の会 事務局次長
委 員	波田野 晴一	さいたま市 民生委員児童委員協議会 理事
委 員	高橋 麗子	さいたま市 民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 副部会長
委 員	佐野 公子	さいたま市立小学校校長会 (さいたま市立木崎小学校長)
委 員	菅野 千香子	さいたま市 PTA協議会 副会長
委 員	橋本 正晴	青少年育成さいたま市民会議 常任理事
委 員	溝口 誠	チャレンジスクール運営会議 会長

さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市において、放課後対策事業の総合的な在り方を検討し、効率的かつ円滑な実施を推し進めるため、さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次の事項について検討する。

- (1)放課後子ども総合プランの推進
- (2)放課後対策事業の実施方針
- (3)安全管理方策
- (4)広報活動方策
- (5)指導者研修の企画
- (6)事業実施後の検証・評価
- (7)その他、放課後子ども総合プラン推進事業の実施に関し必要な事項

(構成)

第3条 推進委員会の委員は15人以内とし、学識経験者及び別表に掲げる団体が推薦する者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を總理し、推進委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期中とする。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて推進委員会に諮り、委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、子育て未来部放課後児童課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

特定非営利活動法人さいたま市学童保育の会

さいたま市民生委員児童委員協議会

さいたま市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会

さいたま市立小学校校長会

さいたま市P T A協議会

青少年育成さいたま市民会議

さいたまチャレンジスクール運営会議

さいたま市放課後子ども居場所事業について

1 令和8年度実施校の準備状況

(1) スケジュール

- ・令和7年11月28日 委託契約締結
- ・令和7年12月15日 入所受付案内開始
- ・令和8年1月5日～30日 入所申込受付
- ・令和8年2月上～中旬 入所者決定
- ・令和8年2～3月 入所者向け説明会
- ・令和8年4月 運営開始

(2) 運営事業者

	学校	運営事業者	実績概要
1	栄小	特定非営利活動法人三楽	民設放課後児童クラブ運営事業者
2	植竹小	特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ	民設放課後児童クラブ運営事業者
3	芝川小	特定非営利活動法人三楽	民設放課後児童クラブ運営事業者
4	七里小	特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ	民設放課後児童クラブ運営事業者
5	大砂土東小	株式会社理究キッズ	放課後子ども居場所事業運営事業者
6	大和田小	株式会社理究キッズ	放課後子ども居場所事業運営事業者
7	鈴谷小	特定非営利活動法人厚生福祉協会	民設放課後児童クラブ運営事業者
8	与野本町小	株式会社理究キッズ	放課後子ども居場所事業運営事業者
9	神田小	特定非営利活動法人厚生福祉協会	民設放課後児童クラブ運営事業者
10	大久保小	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団	公設放課後児童クラブ指定管理者
11	常盤小	株式会社理究キッズ	放課後子ども居場所事業運営事業者
12	上木崎小	株式会社理究キッズ	放課後子ども居場所事業運営事業者
13	本太小	社会福祉法人朋仁会	民設放課後児童クラブ運営事業者
14	針ヶ谷小	株式会社学研ココファン・ナーサリー	市外で同様の事業実績のある運営事業者
15	岸町小	株式会社理究キッズ	放課後子ども居場所事業運営事業者
16	文蔵小	特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ	民設放課後児童クラブ運営事業者
17	大谷場東小	特定非営利活動法人子ども・高齢者生活支援クラブ	民設放課後児童クラブ運営事業者
18	三室小	特定非営利活動法人エール	民設放課後児童クラブ運営事業者
19	中尾小	特定非営利活動法人エール	民設放課後児童クラブ運営事業者
20	大門小	特定非営利活動法人三楽	民設放課後児童クラブ運営事業者
21	道祖土小	特定非営利活動法人エール	民設放課後児童クラブ運営事業者
22	尾間木小	株式会社理究キッズ	放課後子ども居場所事業運営事業者
23	西原小	特定非営利活動法人三楽	民設放課後児童クラブ運営事業者
24	上里小	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団	公設放課後児童クラブ指定管理者
25	新和小	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団	公設放課後児童クラブ指定管理者

2 令和9年度導入候補校（案）

待機児童の生じている学区もしくは待機児童が生じることが見込まれる学区等の中から導入候補校を選定。

学校 (所在区)	児童数 ※1	公設入室 児童数 ※1	民設入室 児童数 ※1	待機児童 見込数※2	学区内民設クラブ	
					保護者会	
馬宮東小 (西区)	464人	35人	60人	26人	1か所	1か所
春野小 (見沼区)	406人	51人	51人	0人 ※3	2か所	2か所
大戸小 (中央区)	452人	56人	28人	10人	1か所	0か所
中島小 (桜区)	494人	49人	25人	5人	1か所	0か所
辻南小 (南区)	501人	—	78人	— ※4	2か所	0か所
美園小 (緑区)	1,045人	—	234人	— ※4	5か所	0か所
東岩槻小 (岩槻区)	145人	43人	—	2人	0か所	0か所

※1 児童数はR7.4.4時点。入室児童数、クラブ数はR7.4.1時点。

※2 待機児童見込数はR7年度に作成した需要推計を基に算出したR9.4.1時点の想定。

※3 春野小は公設クラブとの複合施設である春野保育園で予定されている中規模修繕実施前に、公設クラブの移転が必要

※4 辻南小、美園小は、民設放課後児童クラブの不承諾者が生じる見込みの学区。

さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）について

1 基本方針（案）策定の経緯

- ・これまで本市の放課後児童対策は、平成24年策定の「さいたま市の放課後児童クラブのあり方」を基に取り組んできた。
- ・しかし、これまでの対応方針では早急な待機児童の解消が困難であったため、新たな施策として令和6年度から「さいたま市放課後子ども居場所事業」のモデル事業を実施。
- ・モデル事業の検証結果を踏まえ、これから放課後児童対策として新たな方針を定めるもの。
- ・令和6年9月定例会保健福祉委員会において「(仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（素案）」を任意報告。本報告では、放課後子ども居場所事業の導入に伴う民設放課後児童クラブへの影響に対する支援策について、検討中の案を掲載。
- ・令和7年9月定例会子ども文教委員会において修正した内容を任意報告。本報告では、モデル事業の検証結果を踏まえ、放課後子ども居場所事業の導入に伴う民設放課後児童クラブへの影響に対する支援策を具体化。

2 モデル事業の検証結果を踏まえた課題と対策

【課題】

居場所事業の導入1年目において、学区内等民設クラブの入室児童数が減少。

(想定される影響)

- ・利用料や委託料の収入減少
- ・クラブで働く人員の余剰による支出超過
- ・クラブの統廃合による施設の余剰

【対策】

入室児童数が減少した民設クラブに対して、これらの影響による収支の悪化やクラブ運営からの撤退といった事態を未然に防止し、児童が安心して利用を継続できるための支援が必要。

3 基本方針（案）の修正

《修正前》

5 民設放課後児童クラブへの支援

- (3) 放課後子ども居場所事業の導入に伴う民設放課後児童クラブへの影響の検証を引き続き行い、必要な支援策について検討する。

【現在検討中の支援策の案】

- ・放課後子ども居場所事業導入による影響が生じた民設放課後児童クラブに対する運営継続のための支援措置（経過措置も検討）
- ・放課後子ども居場所事業導入に伴い廃止する公設放課後児童クラブの学校敷地外専用施設の貸与
- ・経験豊富な放課後児童支援員等を放課後子ども居場所事業の運営事業者へ紹介
- ・長期契約物件で運営する民設放課後児童クラブがある学区への放課後子ども居場所事業導入時期を配慮

※現時点では検討段階のものであるため、今後、民設放課後児童クラブへの影響の検証を引き続き行い、必要な支援策の制度設計に取り組む。

《修正後》

5 民設放課後児童クラブへの支援

(3) 放課後子ども居場所事業の導入に伴う民設放課後児童クラブへの影響に対して、以下のとおり支援を行う。

【運営継続のための支援】

- ・入室児童数減少に伴い減少した利用料及び委託料に対する支援
(放課後子ども居場所事業導入初年度分)
- ・継続するクラブと統合する際に生じる、賃借物件の原状回復費用に対する補助
(放課後子ども居場所事業導入から3年以内)
- ・施設規模を縮小するための移転費用に対する補助
(放課後子ども居場所事業導入から3年以内)

【その他の支援】

- ・放課後子ども居場所事業導入に伴い廃止する公設放課後児童クラブの学校敷地外専用施設の貸与
- ・経験豊富な放課後児童支援員等を放課後子ども居場所事業の運営事業者へ紹介
- ・長期契約物件で運営する民設放課後児童クラブがある学区については、放課後子ども居場所事業導入時期を配慮する。

令和8年
(2026)
12/25
施行



教育・保育などを行う事業者の皆さんへ

子ども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point
1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、**性犯罪前科の有無を確認すること**が求められます。

Point
2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**配置転換等の雇用管理上の措置**が必要になります。
※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point
3

制度開始後のトラブル防止のため、**制度開始前から、採用選考の際 誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認**してください。

子ども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。子ども性暴力防止法では、対象事業者に対して、**従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。**

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外（放課後児童クラブ、学習塾など）は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



認定対象



対象事業

- 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- 認可保育所、認定こども園
- 児童養護施設
- 障害児施設 など



対象業務

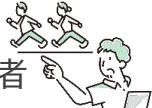
- 教員、部活動指導員
- 保育士
- 児童指導員
- 児童発達支援管理責任者 など



- 認可外保育施設
- 一時預かり、病児保育
- 放課後児童クラブ
- 学習塾、スポーツクラブ など



- 保育従事者
- 子育て支援員研修等受講者
- 放課後児童支援員
- 塾講師、指導員 など



今後、皆さんにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- ・ 安全確保措置 ・・・ 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- ・ 犯罪事実確認 ・・・ 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- ・ 防止措置 ・・・ 性暴力のおそれがあると判断される場合の子どもとの接触回避策 等
- ・ 情報管理措置 ・・・ 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと

採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと

等の対応を、**制度開始前のいまから**事前にやっておくことが重要です。



いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが必要です。



施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

子どもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いすることになります。



※1 令和8(2026)年12月25日以降

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

子ども性暴力防止法の詳細については、
子ども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索

